

大規模修繕等の整備内容一覧

	区 分	内 容
1	施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
2	施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改修工事
3	施設の模様替	① 狭溢な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事
		② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
		③ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための、多床室の個室化等改修工事（ただし、障害児入所施設に限る。）
		④ 「学校敷地外で放課後児童クラブを利用することもと地域のこどもが共に過ごし交流する場を一体的に整備する場合」で、学校敷地外で放課後児童クラブを利用することもと地域のこどもが共に過ごし交流する場を整備するための内部改修工事
4	消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたところに伴い、新たに必要となる設備の整備
5	土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 緊急災害時用の自家発電設備の整備
		② 緊急災害時用の給水設備の整備
6	障害児通所支援施設等改修整備	障害児通所支援事業等を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）バリアフリー化工事等、障害児通所支援事業等の基盤整備を図るための改修工事
7	その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事
<p>※ 補助基準</p> <p>(1) 原則として1施設の総事業費が次により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円未満に満たない場合は、1,000万円以上のものとする。ただし、入所施設以外の施設については、500万円以上のものとする。</p> <p style="text-align: center;">施設延面積（知事が必要と認めた面積）×4,000円</p> <p>ただし2の事業について、施設の冷暖房設備の設置等については300万円以上、3の③の事業については、100万円以上、5の事業については、500万円以上のもの、6の事業については、30万円以上500万円未満のものとする。</p> <p>(2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。</p> <p>(3) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。</p>		